

佐賀県公安委員会告示第3号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和7年9月26日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

1 合意した者

- (1) 佐賀市交通局
- (2) 昭和自動車株式会社
- (3) 西日本鉄道株式会社
- (4) 西鉄バス佐賀株式会社
- (5) 佐賀県公安委員会
- (6) 佐賀市長
- (7) 九州運輸局佐賀運輸支局長
- (8) 先進モビリティ株式会社

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所	所在地	乗合自動車の停留所の管理者
佐賀駅北口（北向き、南向き）	佐賀市神野東二丁目1番28号先	佐賀市交通局及び昭和自動車株式会社
商業校門前（北向き、南向き）	佐賀市神野東四丁目12番36号先	昭和自動車株式会社、西日本鉄道株式会社及び西鉄バス佐賀株式会社
SAGAサンライズパーク（市文化会館前）（北向き、南向き）	佐賀市日の出二丁目1番10号先	佐賀市交通局、昭和自動車株式会社、西日本鉄道株式会社及び西鉄バス佐賀株式会社

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)に掲げる運行事業者が(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用に供するものとする。

(1) 運行事業者

先進モビリティ株式会社

(2) 事業形態

総務省から委託を受けた「佐賀市における総務省地域社会DX推進パッケージ事業実証機関」による自動運転バスの実証実験（道路運送法の規定による許可・登録を要しない運送）

(3) 事業

佐賀市における総務省地域社会DX推進パッケージ事業

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車の期間は、令和7年10月1日から同年11月28日までとする。